

(オンラインアンケート説明用資料)

厚生労働科学研究費補助金（医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業）研究課題、令和2～4年度

## 「国民のニーズに応える薬剤師の専門性のあり方に関する調査研究」

研究代表者：矢野育子（神戸大学医学部附属病院）

研究分担者：入江徹美（熊本大学生命科学研究部）

## 専門薬剤師の定義

特定の専門領域の疾患と薬物療法についての十分な知識と技術ならびに経験を活かし、医療スタッフの協働・連携によるチーム医療において質の高い薬剤師業務を実践するとともに、その領域で指導的役割を果たし、研究活動も行うことができる能力を有することが認められた者をいう。

その下のステップとして、特定の領域について、より深く学び実践できるように計画された領域認定制度に基づき、所定の学習実績を認定され証明を受けた領域認定薬剤師

乾 賢一，厚生労働科学研究費補助金

「6年制薬剤師の輩出を踏まえた薬剤師の生涯学習プログラムに関する研究」

平成25年度総括・分担報告書，平成26年3月

# 資格を有する薬剤師の名称について

平成20年の学術会議の提言\*では、専門薬剤師のラダーとして、  
**研修認定** → **認定** → **領域別専門** → **領域別高度専門**の4段階  
(認定試験) (専門症例・研修) (学会発表・論文)

↓  
その後の課題：

- ・研修認定は試験がないという課題があり、病院・薬局薬剤師ともに試験が課せられる認定制度ができた
- ・領域別専門＝領域別認定薬剤師を指すことがわかりにくい
- ・領域別高度専門＝専門薬剤師と指導薬剤師の場合がある

厚労科研 矢野班からの提案(1)：薬剤師のキャリアパスとして、  
**ジェネラルな研修認定(試験あり)** → **領域別認定** → **専門(→指導)**  
に名称を統一できないか？

\*「提言 専門薬剤師の必要性と今後の発展—医療の質の向上を支えるために」望月眞弓委員長

## 資格を有する薬剤師の名称と認定基準の定義(案)

### ステップ1：研修認定薬剤師

- ・免許取得後3～5年目の薬剤師全てが目指すべき資格
- ・ステップ2、3に進むために必要なベースとなる資格

### (ステップ2：領域別認定薬剤師)

- ・特定領域の専門的薬剤業務を提供する能力を備えた薬剤師としての証
- ・専門研修実績とともに、自身が薬学的管理を行った症例を提示することができる

### ステップ3：専門薬剤師

- ・領域別認定薬剤師が行う専門的薬剤業務と同等以上の質の高い業務を行う
- ・専門領域に関する研究能力も兼ね備え、指導的役割を果たす
- ・継続して自身の症例等の業務実績を提示することができる
- ・第三者機関認定による認証を受け、領域ごとで集約していくことが望ましい

### 指導薬剤師について：

- ・薬剤師を指導し専門薬剤師を養成する管理的立場として必要時におくことができる
- ・専門的薬剤業務の提供に携わる場合は、専門薬剤師の資格を併せて有すること

厚生労働科学研究費補助金「国民のニーズに応える薬剤師の専門性のあり方に関する調査研究」  
R3年度 総括研究報告書 (研究代表者 矢野育子)  
厚生労働科学研究成果データベース (文献番号202025027A)

## 厚労科研 矢野班が提案する 第三者機関認証の専門薬剤師の要件(案)

1. 実務経験：5年以上
2. 研修認定薬剤師であること：  
日病薬病院薬学認定薬剤師か、JPALS認定薬剤師（CL5以上）、  
（CPC認証の生涯研修認定制度の認定薬剤師（過渡的措置）
3. 専門領域の研修：5年以上
4. 過去5年間の症例報告30症例  
（領域によって異なってもよい）
5. 認定試験の合格：必要
6. 学会発表2回・筆頭論文1編以上

厚生労働科学研究費補助金「国民のニーズに応える薬剤師の専門性のあり方に関する調査研究」  
R2年度 総括研究報告書（研究代表者 矢野育子）  
厚生労働科学研究成果データベース（文献番号202025027A）

### R2年度 分担研究報告書 「医師・歯科医師・看護師における専門制度に関する調査」

研究分担者 入江 徹美  
研究協力者 近藤 悠希

各専門領域の制度設計の経緯や体制を概観すると、各医療専門職の独自性を反映した違いがあるが、制度設計における共通の留意点は、専門制度が国民にとってわかりやすい仕組みであること、既存専門制度を有する各所属学会と新たな認証組織との良好な信頼関係・役割分担の構築等である。

厚生労働科学研究成果データベース（文献番号202025027A）より

## 薬剤師の専門性に関してご意見いただきたいこと

### 厚労科研 矢野班からの提案

- 1) 名称の統一と定義は適切か？
- 2) 専門薬剤師の要件は必要十分なものか？
- 3) 第三者機関認証の仕組みは可能か？

国民から見て分かりやすく、信頼される制度にするために、プロフェッショナル・オートノミーの理念のもと、新しい質保証の仕組みを構築する必要がある

## アンケートにご協力お願いいたします！

- ・回答につきましては、学会・団体の意見として、代表者お一人にご回答いただきますようお願い申し上げます。
- ・アンケートは、認定制度の有無等による層別解析を予定しており、個々の学会や団体がどのように回答されたかについては公表いたしません。
- ・また、アンケート結果は現時点でのご意見で、今後、学会等内でのご議論によって変更されても問題ございません。